

被災地子どもの夢実現事業企画運営業務 公募型プロポーザル企画提案仕様書

1 業務名

被災地子どもの夢実現事業企画運営業務

2 業務の目的

本事業は、平成30年7月豪雨の被災地において、子どもたちが日ごろから抱いている夢を実現するイベントを開催することで、被災された子どもたちやその家族の明るく前向きな気持ちを後押しするとともに、復興への歩みの中で育んだ地域内外の方々との絆や交流をより一層深め、未来へ向けて夢や希望を持って歩んでいただくきっかけづくりに資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

下記（1）～（3）の内容による被災地子どもの夢実現事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。開催に当たっては、平成30年7月豪雨で被災した自治体や教育機関等と連携し、事業目的に沿った内容とすること。

（1）被災地の子どもを対象とした体験型イベントの開催

令和2年度に実施した「子どもたちが実現したい夢アンケート」の結果、開催希望が多かった体験型イベントを下記のとおり開催すること。

【日 程】令和7年3月16日（日） ※会場撤去を含む

会場設営：令和7年3月15日（土）

【会 場】大洲市総合福祉センター（大洲市東大洲 270-1）

【目標来場者数】2,000人

【実施業務】

①企画・運営に関すること

会場の使用条件を遵守するとともに、来場者の安全や周辺環境への影響等に配慮のうえ、以下の実施例を参考に体験型イベントの企画・運営を行うこととし、体験型イベントの名称は愛媛県と協議のうえ決定すること。

なお、体験型イベントへの参加料については、キッチンカー等での販売を除き、原則無料とすること。

[実施例]

○遊具体験イベント

アスレチック遊具（エア式スライダー）、トランポリン

- 自衛隊音楽隊演奏
- 職業体験イベント
 - 警察官、消防士、救命・看護体験、自動車整備、お菓子づくり
- ステージイベント
 - キャラクターショー、ダンスパフォーマンス、地元団体の出演
- グルメ体験イベント
 - ご当地グルメやスイーツのキッチンカー出店
- 大洲市の産業を体験するイベント
- ワークショップ

- ②実施体制の構築に関すること（イベント当日のスタッフの手配等）
- ③当日の進行、運営スケジュールの管理
- ④運営マニュアルの作成、スタッフへの説明
- ⑤会場の設営や音響、照明、遊具等の設置及び撤去
- ⑥出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費（宿泊交通費含む）の支払い
- ⑦交通規制の広報・周知（規制看板等の運搬・設置・確認・撤去含む）
- ⑧来場者用の駐車場の手配・管理
- ⑨事故等緊急時の対応
- ⑩会場の安全管理（感染症対策も含む）
- ⑪イベントのリスク軽減対策（イベント運営に係る損害賠償責任保険の加入等）
- ⑫来場者情報の管理・集計や整理券等の配布
- ⑬会場側の担当者との連絡調整
- ⑭その他、イベントの運営に必要な業務（雨天時や延期・中止に伴う対応など）

（2）広報及び情報発信

体験型イベントへの誘客につなげるため、大洲市をはじめとした被災地域の子どもたち等への効果的な広報・周知に努めること。

〔実施例〕

- チラシ、ポスター等の配布による情報発信
- 既存のホームページやSNS等を活用した情報発信
- 大洲市や教育機関等と連携した地域住民向けのPR

（3）来場者へのアンケート

事業成果の検証及び今後の事業の参考とするため、来場した子どもたちを対象としたアンケート調査を実施し、事業成果として報告すること。

〔アンケート項目例〕

- イベントに対する評価
- 将来、実現したい夢

6 事業計画書及び報告書の提出

- （1）受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内におい

て、県と受託者と協議の上、本業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとする。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の禁止等

- (1) 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- (2) 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を愛媛県に申請し、その承諾を得なければならない。
- (3) 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、愛媛県に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (4) 受託者は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、愛媛県の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- (5) 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うことと

し、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

10 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求め

に応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。